

# 令和4年余市町議会第4回定例会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分  
延 会 午後 2時28分

## ○招 集 年 月 日

令和4年12月13日（火曜日）

## ○欠 席 議 員 （0名）

## ○招 集 の 場 所

余市町議事堂

## ○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	渡 邊 郁 尚
総 務 部 長	高 橋 伸 明
総 務 課 長	増 田 豊 実
企 画 政 策 課 長	阿 部 弘 亨
地 域 協 働 推 進 課 長	北 島 貴 光
財 政 課 長	高 田 幸 樹
税 務 課 長	中 島 豊
民 生 部 長	篠 原 道 憲
福 祉 課 長	中 島 紀 孝
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長	芹 川 か お り
保 険 課 長	橋 端 良 平
環 境 対 策 課 長	大 森 直 也
農 林 水 産 課 長	奈 良 論
商 工 観 光 課 長	小 黒 雅 文
建 設 水 道 部 長	千 葉 雅 樹
建 設 課 長	成 田 文 明
ま ち づ くり 計 画 課 長	庄 木 淳 一
下 水 道 課 長	樋 口 正 人
水 道 課 長	紺 谷 友 之
会 計 管 理 者 (併) 会 計 課 長	須 貝 達 哉
農 業 委 員 会 事 務 局 長	濱 川 龍 一
教 育 委 員 会 教 育 長	前 坂 伸 也
教 育 部 長	中 村 利 美
学 校 教 育 課 長	内 田 真 樹 子
社 会 教 育 課 長	浅 野 敏 昭

## ○開 会

令和4年12月13日（火曜日）午前10時

## ○出 席 議 員 （18名）

余市町議会議長	3番	中 井 寿 夫
余市町議会副議長	8番	土 屋 美 奈 子
余市町議会議員	1番	野 呂 栄 二
〃	2番	吉 田 豊
〃	4番	藤 野 博 三
〃	5番	内 海 博 一
〃	6番	庄 巖 龍
〃	7番	山 本 正 行
〃	9番	岸 本 好 且
〃	10番	彫 谷 吉 英
〃	11番	茅 根 英 昭
〃	12番	近 藤 徹 哉
〃	13番	安 久 莊 一 郎
〃	14番	大 物 翔
〃	15番	中 谷 栄 利
〃	16番	白 川 栄 美 子
〃	17番	寺 田 進
〃	18番	伊 藤 正 明

選挙管理委員会事務局長  
(併) 監査委員事務局長

石川智子

一般会計補正予算(第5号)

第10 議案第2号 令和4年度余市町公共下水道特別会計補正予算(第1号)

第11 議案第3号 令和4年度余市町水道事業会計補正予算(第3号)

第12 議案第8号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

第13 議案第12号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

第14 議案第13号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案

第15 一般質問

○事務局職員出席者

事務局 長 羽生満広  
主 任 細川雄哉  
書 記 山内千洋

○議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定  
議長の諸般報告  
行政報告
- 第3 令和4年余市町議会第3回定例会付託 認定第1号 令和3年度余市町水道事業会計決算認定について  
(令和3年度余市町水道事業会計決算特別委員会審査結果報告)
- 第4 令和4年余市町議会第3回臨時会付託 認定第1号 令和3年度余市町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第5 認定第2号 令和3年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 認定第3号 令和3年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 認定第4号 令和3年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 認定第5号 令和3年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について(以上5件、令和3年度余市町各会計決算特別委員会審査結果報告)
- 第9 議案第1号 令和4年度余市町一

---

開 会 午前10時00分

○議長(中井寿夫君) ただいまから令和4年余市町議会第4回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、委員会審査結果報告6件、議案13件、他に一般質問と議長の諸般報告並びに行政報告です。

---

○議長(中井寿夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議席番号13番、安久議員、議席番号14番、大物議員、議席番号15番、中谷議員、以上のとおり指名いたします。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○16番（白川栄美子君） 令和4年余市町議会第4回定例会開催に当たり、昨日午前10時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員6名の出席の下、さらに説明員として渡邊副町長、高橋総務部長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、委員会審査結果報告6件、議案13件、一般質問は8名により12件、他に議長の諸般報告と行政報告でございます。

会期につきましては、本日より12月15日までの3日間と決定しましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りににつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

令和4年余市町議会第3回定例会付託に関わる日程第3、認定第1号 令和3年度余市町水道事業会計決算認定についてにつきましては、令和3年度余市町水道事業会計決算特別委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

令和4年余市町議会第3回臨時会付託に関わる日程第4、認定第1号 令和3年度余市町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第2号 令和3年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第3号 令和3年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第4号 令和3年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認定について、日程第8、認定第5号 令和3年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、以上5件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、令和3年度余市町各会計決算特別委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、議案第1号 令和4年度余市町一般会計補正予算（第5号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、議案第2号 令和4年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第1号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、議案第3号 令和4年度余市町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、議案第8号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第13、議案第12号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、日程第14、議案第13号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案、以上2件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第15、一般質問は、8名による12件です。

日程第16、議案第4号 余市町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第17、議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第18、議案第6号 余市町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第19、議案第7号 職員の高齢者部分休業に関する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第20、議案第9号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第21、議案第10号 余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び余市町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、所管の民生環境常任委員会に閉会中といえども審査、調査のできることを付け加え、付託することに決しました。

日程第22、議案第11号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、議長を除く議員17名で構成する余市町国民健康保険税条例審査特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできることを付け加え、付託することに決しました。

なお、追加案件もあると伺っておりますので、それらの案件が提出されました時点で議会運営委員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

また、今期定例会の運営に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から説明員につきましては審議案件を考慮した出席とする旨確認がなされたことをご報告申し上げます。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

**○議長（中井寿夫君）** ただいま委員長から報告のとおり、今期定例会の会期は本日から15日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から15日までの3日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

---

**○議長（中井寿夫君）** 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、去る11月9日、東京NHKホールにおいて第66回町村議会議長全国大会、併せて第47回豪雪地帯町村議会議長全国大会が開催され、来賓として細田衆議院議長、長浜参議院副議長、柘植総務副大臣、和田内閣府副大臣、遠藤自由民主党総務会長、荒木全国町村会長、他に各地方選出国会議員を迎え、お手元に配付の大会決議並びに特別決議等が採択されましたことをご報告申し上げます。

次に、去る11月10日、後志町村議会議長会による北海道横断自動車道の早期整備に関する要望活動が実施され、お手元に配付の内容のとおり関係省庁、道内選出国会議員に要請しておりますので、ご報告いたします。なお、それぞれの詳細につきましては、関係書類を事務局に保管してありますので、必要な場合ご覧いただきたいと思っております。

以上で諸般報告を終わります。

---

○議長（中井寿夫君） 次に、町長から申出のありました行政報告について発言を許します。

○町長（齊藤啓輔君） 区会の分割について行政報告を申し上げます。

余市町の区会制度につきましては、町民の生活文化の向上と地域住民の融和、親睦を図る目的で昭和30年4月、余市町総合建設協議会規則の施行により町内に逐次区会が設立され、昭和35年12月には40区会の組織により余市町区会連合会が発足を見たものであります。その後豊浜鉦山区会、豊丘鉦山区会の2区会廃止、市街地発展による新設区会2区会、分割設立8区会を経て、現在では48区会をもって余市町区会連合会が組織、運営されているところであります。

黒川町八幡区会におきましては、昭和58年に黒川町第7区会から分割され、平成9年には世帯数の増加から都市計画決定道路登川線の北部を共栄区会として分割しました。その後世帯数の増加が著しく、令和4年1月時点で567世帯となっており、今後さらに増加が予想される地域でございます。区会の分割につきましては、自主的な組織体であります区会の総意に基づくことが第一義であります。

こうした中で、黒川町八幡区会におきましては平成31年の区会総会で分割に係る準備委員会の設置が承認され、分割についての審議を経て、令和4年の区会総会において黒川町18丁目を分割することについて承認されました。これを受け、区会分割に関する承認申請が提出され、令和4年度の余市町区会連合会定期総会書面開催において住民の意向、単位区会としての運営、地域的な条件等各般にわたり協議、検討がなされた結果、分割について全会一致で賛意を得ましたので、令和5年1月1日付をもって余市町区会設置規則第1条別表の改正を行い、黒川町八幡区会を黒川町18丁目区会と黒川町八幡区会に分割し、区会の総数を

49区会といたしますので、議員各位におかれましても特段なるご理解をお願い申し上げ、行政報告といたします。

なお、改正後の別表は次のとおりになりますので、ご高覧を賜りたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 以上で町長からの行政報告を終わります。

---

○議長（中井寿夫君） 次に、令和4年第3回定例会において付託に関わる日程第3、認定第1号 令和3年度余市町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

この際、令和3年度余市町水道事業会計決算特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○10番（彫谷吉英君） ただいま上程されました令和4年余市町議会第3回定例会において令和3年度余市町水道事業会計決算特別委員会設置付託に関わる認定第1号 令和3年度余市町水道事業会計決算認定について、その審査の経過並びに結果につきましてご報告申し上げます。

本特別委員会は、令和4年9月28日開催の本会議終了後、第1回目の委員会を開催し、正副委員長の選任が行われた結果、委員長に不肖私彫谷が、副委員長に山本委員が選任されました。

実質審議につきましては、令和4年11月24日、1日間で審議を終えた次第であります。なお、委員の出席及び説明員の出席状況につきましては、お手元にご配付の委員会審査結果報告書に記載のとおりであります。また、審査の経過につきましては、議長並びに議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果についてご報告申し上げます。認定第1号 令和3年度余市町水道事業会計決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

以上、慎重審査をいただき結論を得ましたこと

をご報告申し上げます、審査結果の報告といたします。  
○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

認定第1号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、認定第1号 令和3年度余市町水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

---

○議長（中井寿夫君） 次に、令和4年第3回臨時会において付託に関わる日程第4、認定第1号 令和3年度余市町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第2号 令和3年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第3号 令和3年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第4号 令和3年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第5号 令和3年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についての以上5件を一括議題といたします。

この際、令和3年度余市町各会計決算特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○9番（岸本好且君） ただいま上程されました令和4年余市町議会第3回臨時会において、令和

3年度余市町各会計決算特別委員会設置付託に関わる認定5件について、その審査の経過並びに結果につきましてご報告申し上げます。

本特別委員会は、令和4年11月4日開催の本会議終了後、第1回目の委員会を開催し、正副委員長を選任が行われた結果、委員長に不肖私岸本が、副委員長に寺田委員が選任されました。

なお、委員会の開催日、委員の出席及び説明員の出席状況につきましては、お手元にご配付の委員会審査結果報告書に記載のとおりであります。また、審査の経過につきましては、議長並びに議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果についてご報告申し上げます。まず、認定第1号 令和3年度余市町一般会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号 令和3年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号 令和3年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号 令和3年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号 令和3年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

以上、慎重審査をいただき結論を得ましたことをご報告申し上げます、審査結果の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

認定第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第1号 令和3年度余市町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第2号 令和3年度余市町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより認定第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするも

のです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第3号 令和3年度余市町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより認定第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第4号 令和3年度余市町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより認定第5号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、認定第5号 令和3年度余市町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第9、議案第1号 令和4年度余市町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程されました議案第1号 令和4年度余市町一般会計補正予算（第5号）について、その概要を説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算につきましては、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等による人件費の整理と新型コロナウイルス感染症の影響に伴い生じた各種事業の不用額の整理、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の追加、過年度分の国庫負担金等の精算に伴う返還金、支給決定者の増加に伴う障害福祉サービス費等給付費の増額、原油価格高騰の影響により不足が見込まれる各公共施設の燃料費等の補正計上を行ったものであります。

次に、ただいま申し上げました以外の各款における主な補正内容について歳出からご説明申し上げます。総務費におきましては、寄附に伴う積立金とふるさと納税取扱業務委託料等の補正計上を行ったものでございます。

民生費におきましては、支給決定者の増加に伴う更生医療給付費の補正計上を行ったものでございます。

衛生費におきましては、北後志における救急医療体制維持のための余市協会病院に対する補助金の補正計上を行ったものでございます。

商工費におきましては、余市町中小企業振興条例に基づく中小企業振興事業補助金の補正計上を

行ったものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、国庫支出金等の特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源については繰越金に求め、歳出との均衡を図ったものであります。

この結果、今回の補正予算額6億4,589万2,000円を既定予算に追加した予算総額は111億5,681万円と相なった次第であります。

以上、ご提案いたしました補正予算（第5号）について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（高田幸樹君） 議案第1号 令和4年度余市町一般会計補正予算（第5号）。

令和4年度余市町の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億4,589万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億5,681万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。下段でございまして、歳出のうち各款、各目に計上の2節給料から4節共済費までにつきましては、人事院勧告並びに職員の人事異動に伴います経費の増減について整理したものでございます。つきましては、職員の人件費の整理ということで説明は省略させていただきます。

3、歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額404万5,000円の減、8節旅費404万5,000円の減につきましては、コロナ禍に伴う旅費の減額計上でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、



補正額3,964万円の減、1節報酬340万円につきましては、会計年度任用職員報酬の補正計上でございます。2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。10節需用費40万円につきましては、役場庁舎に係る光熱水費の補正計上でございます。

4目財産管理費、補正額1億9,123万7,000円、24節積立金1億9,123万7,000円につきましては、寄附による社会福祉施設等建設基金積立金32万2,000円、余市町ふるさと応援寄附金基金積立金1億9,090万5,000円、図書整備基金積立金1万円の補正計上でございます。

5目企画費、補正額2億9,800万円につきましては、ふるさと納税に係る事業経費として11節役務費400万円、12節委託料2億7,700万円、13節使用料及び賃借料1,700万円の補正計上でございます。

15目新型コロナウイルス対策事業費、補正額5,314万9,000円、内訳でございますが、10節需用費50万円につきましては、公共施設の感染防止対策に係る消耗品費の補正計上でございます。11節役務費25万9,000円と19節扶助費1,330万円につきましては、福祉灯油助成事業に係る補正計上でございます。福祉灯油助成につきましては、低所得者への生活支援という事業趣旨が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の該当となることから、昨年度同様本目に計上し、実施するものでございます。12節委託料3,500万円につきましては、子どもの体験の場創出促進事業の補正計上でございます。22節償還金利子及び割引料409万円につきましては、令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金事業費国庫補助金返還金355万円と事務費国庫補助金返還金54万円の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額562万円につきましては、人件費の整理でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額2,612万円につきましては、人件費の整理でございます。

6目心身障害者対策費、補正額7,333万3,000円、19節扶助費7,333万3,000円につきましては、更生医療給付助成費1,218万4,000円と障害福祉サービス費等給付費6,114万9,000円の補正計上でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、補正額719万5,000円、22節償還金利子及び割引料719万5,000円につきましては、いずれも令和3年度国庫支出金、道支出金の返還金の計上でございます。内訳でございますが、子どものための教育・保育給付費国庫負担金返還金582万2,000円、子育てのための施設等利用給付費国庫負担金返還金4万円、同じく道費負担金返還金2万円、子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金131万3,000円の補正計上でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額751万5,000円、2節給料から4節共済費までにつきましては、人件費の整理でございます。18節負担金補助及び交付金1,775万5,000円につきましては、余市協会病院救急医療体制維持補助金の補正計上でございます。

4目環境衛生費、補正額85万3,000円、10節需用費85万3,000円につきましては、町営斎場における燃料費の補正計上でございます。

6目保健師設置費、補正額1,301万円の減につきましては、人件費の整理でございます。

次のページをお開き願います。5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、補正額79万円につきましては、人件費の整理でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、補正額284万円につきましては、人件費の整理でございます。

2目農業総務費、補正額1,229万円につきましては、人件費の整理でございます。

6款農林水産業費、3項水産業費、4目加工センター形成事業費、補正額80万円、10節需用費80万円につきましては、水産加工排水処理施設における光熱水費の補正計上でございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、補正額420万円につきましては、人件費の整理でございます。

2目商工振興費、補正額865万3,000円、18節負担金補助及び交付金865万3,000円につきましては、余市町中小企業振興事業補助金の補正計上でございます。

3目観光費、補正額300万円の減、18節負担金補助及び交付金300万円の減につきましては、コロナ禍の影響により中止となりました北海ソーラン祭り負担金の減額計上でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目冬期除雪対策費、補正額417万4,000円につきましては、除排雪に係る会計年度任用職員報酬184万7,000円と時間外勤務手当232万7,000円の補正計上でございます。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費、補正額257万6,000円の減、1節報酬257万6,000円の減につきましては、外国語指導助手の退職に伴う報酬の減額計上でございます。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額460万円、10節需用費380万円につきましては、各小学校における燃料費及び光熱水費の補正計上でございます。17節備品購入費80万円につきましては寄附に伴います一般学校用備品の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、補正額562万円、2節給料から4節共済費までにつきましては、人件費の整理でございます。10節需用費470万円につきましては、各中学校における燃料費及び光熱水費の補正計上でございます。17節備品購入費60万円につきましては、寄附に伴います一般学校用備品

の補正計上でございます。

10款教育費、4項社会教育費、2目中央公民館総務費、補正額79万5,000円、10節需用費79万5,000円につきましては、中央公民館における光熱水費の補正計上でございます。

4目図書館費、補正額37万9,000円、10節需用費37万9,000円につきましては、図書館における光熱水費の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。3ページをお開き願います。2、歳入、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額3,666万6,000円、4節身体障害者福祉施設費国庫負担金3,666万6,000円につきましては、歳出における更生医療給付助成費と障害福祉サービス費等給付費の増加に伴う国庫負担金の補正計上でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額3,059万2,000円、1節総務費国庫補助金3,059万2,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の補正計上でございます。

5目教育費国庫補助金、補正額50万円、1節小中学校費国庫補助金50万円につきましては、学校保健特別対策事業費補助金の補正計上でございます。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、補正額1,833万3,000円、5節身体障害者福祉施設費道負担金1,833万3,000円につきましては、国庫負担金同様歳出の増加に伴う道負担金の補正計上でございます。

16款道支出金、2項道補助金、6目商工費道補助金、補正額1,420万円、1節商工費道補助金1,420万円につきましては、プレミアム付商品券発行支援事業費補助金の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額1億9,090万5,000円、1節総務費寄附金1億9,090万5,000円に

つきましては、5,958件の余市町ふるさと応援寄附金1億9,090万5,000円の補正計上でございます。

3目民生費寄附金、補正額32万2,000円、1節民生費寄附金32万2,000円につきましては、社会福祉寄附金といたしまして明治安田生命保険相互会社様からの20万9,500円、余市菊花同好会様からの1万1,890円、・・・様からの10万円の補正計上でございます。

5目教育費寄附金、補正額141万円、1節教育費寄附金141万円につきましては、小中学校備品購入寄附金といたしましてダイハツ余市中央株式会社プロファイル様からの140万円と図書館図書購入寄附金といたしまして村岡千恵子様からの1万円の補正計上でございます。いずれもご寄附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

19款繰入金、4項余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、1目余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、補正額2億9,800万円、1節余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金2億9,800万円につきましては、歳出におけるふるさと納税に係る事業経費の増額に伴う繰入金の補正計上でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額5,496万4,000円、1節繰越金5,496万4,000円につきましては、必要となる一般財源の補正計上でございます。

以上、議案第1号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 予算書5ページの下の方、福祉灯油のことについて伺いたいのですけれども、今回今までの枠組みを少しだけ広げることができたと。これは、大変いいことだと思うのです。ただ、問題なのは、従前住民税非課税で70歳

以上で独り暮らしの高齢者の部分を夫婦世帯でもいいですよという形にしたのですが、ところが年齢が結局どちらも70歳を超えていないとこれ対象にならないのです、今回の枠組みって。どうしてそこで線を引いてしまったのかなと。もちろん予算の兼ね合いもあるのでしょうけれども、例えばお二人住まいで、どちらかが73歳、もう一方の方が65歳だとその家庭は該当しないのです。だから、考え方としては単身だったものを2人暮らしでもいいですよとしたことは大変いいことなのだけれども、住んでいる人の年齢合わせて何歳以上というような考え方もあり得たのではないかなと思うのです。どっちにしろ年齢重ねていけば寒さはやっぱりこたえてくるわけですから、せっかく広げるのだったら、そういう考え方も持つべきだったのではないかなというふうに思うのですが、どうしてここで区切ってしまったのでしょうか。お願いします。

○福祉課長（中島紀孝君） 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げます。

年齢の部分でございますけれども、今年度につきましては急激な物価高騰等になっておりますことから、できれば多くの方に助成をいたしたく、対象の拡大の検討等をいたしましたけれども、限られた財源の中で実施するということから、今年度につきましては特に在宅の機会が多い70歳以上で構成される世帯の方に対象を広げて実施をしてまいりたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○14番（大物 翔君） これに関するお話、私かねてから申し上げていると思うのですけれども、確かに年齢が高くなれば在宅率が上がるだろうなというのは一般的に想像できるのです。ただ、俗に言う高齢者って65歳からなのです。年金が満度にもらえるのも今の決まりだと65歳からと。早もらいすることはできますけれども。だから、そう考えていけば、実はなるべく多くの方にと

も、お金の兼ね合いもあるのだけれども、今回道が枠を広げてしたからというのものもあるし、大部分が一般会計持ち出しになっているという実態も承知した上で言っているのですけれども、もう一声かけれたらよかったなと思うのだけれども、なかなかそこにはたどり着けなかったという見解でよろしいのでしょうか。恐らく今一時的に原油価格は下がっています。為替もやや円高方向です。ただ、今世界的に起きているこの物価高というのは典型的なコストプッシュインフレなものですから、1年、2年で簡単に収まるレベルのものではないと私は思っています。インフレ率の増加がピークを迎えたとしてもそれが下がるわけではないわけだから、結局物価は上がってしまうのです。と考えると、場合によってはこれ来年以降も実施という可能性が今から想定されるのです。そこに向けて今から検討を重ねていく必要があるのではないかなと思うので、改めて伺います。

○福祉課長（中島紀孝君） 14番、大物議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

物価高につきましては、来年度以降は現在ではなかなか見えてこない状況でございますけれども、状況に応じまして年齢等の検討も進めてまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和4年度余市町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第10、議案第2号 令和4年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長（樋口正人君） ただいま上程されました議案第2号 令和4年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第1号）につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます補正予算の主な内容として、歳出におきましては基金条例に基づく積立金の補正計上、令和3年度建設事業費の国庫補助金に対する返還金の補正計上、公債費におきましては下水道事業債の借入れ利率の確定に伴います長期債償還利子の減額補正を行うものがございます。その他といたしまして、人事異動等に伴う人件費の整理、消費税等の確定見込みによる減額、また施設管理費におきましては光熱水費の補正計上を行うものがございます。

なお、補正に伴います財源の不足分につきましては、これを繰越金に求め、歳入歳出の均衡を図ったところでございます。

以下、議案第2号を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 令和4年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度余市町の公共下水道特別会計の補正

予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,988万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,118万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出よりご説明申し上げますので、3ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額39万4,000円の減、2節給料17万9,000円、3節職員手当32万7,000円、4節共済費10万円の減につきましては、人事異動等に伴います人件費の補正でございます。26節公課費80万円の減につきましては、令和3年度分の消費税及び地方消費税の確定及び令和4年度における中間納付額の確定見込みによる減額補正であります。

2目財産管理費、補正額2,065万7,000円、24節積立金2,065万7,000円につきましては、余市町公共下水道事業基金条例に基づく積立金の補正計上でございます。

2款事業費、1項公共下水道事業費、1目建設事業費、補正額48万1,000円の減、2節給料30万円、3節職員手当50万円の減、4節共済費30万円の減につきましては、人事異動等に伴います人件費の補正でございます。22節償還金利子及び割引料1万9,000円につきましては、令和3年度の国庫補助対象経費の確定に伴います国庫補助金返還額の補正計上を行うものでございます。

2目施設管理費200万円、10節需用費200万円につきましては、光熱水費についての補正計上でございます。

次のページをお開き願います。上段をご覧ください。3款公債費、1項公債費、2目利子、補正額190万円の減、22節償還金利子及び割引料190万

円の減につきましては、令和3年度の公共下水道事業債の借入れ利率確定に伴う長期債償還利子の減額補正をいたしたものでございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げますので、2ページをお開き願います。下段をご覧ください。2、歳入、6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,988万2,000円、1節繰越金1,988万2,000円につきましては、補正に伴います財源を繰越金に求めるものであります。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和4年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第11、議案第3号 令和4年度余市町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（紺谷友之君） ただいま上程されました議案第3号 令和4年度余市町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたび補正いたします内容につきましては、収益的支出、営業費用につきまして人事異動及び人事院勧告に基づく給与改定等による各目人件費の整理と原水及び浄水費におきまして電気料金の高騰により動力費の不足が見込まれることから、1,000万円の増額補正を行うものであります。

また、資本的支出、建設改良費につきましては、人事院勧告に基づく給与改定等による人件費の整理による減額補正を行うものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 令和4年度余市町水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条 令和4年度余市町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、第1款水道事業費用、既決予定額7億7,850万4,000円、補正予定額727万5,000円、計7億8,577万9,000円。

第1項営業費用、既決予定額6億9,824万6,000円、補正予定額727万5,000円、計7億552万1,000円。

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2億7,383万3,000円」を「2億7,366万4,000円」に、当年度分損益勘定留保資金「4,054万円」を「4,037万1,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、第1款資本的支出、既決予定額6

億9,286万3,000円、補正予定額16万9,000円の減、計6億9,269万4,000円。

第1項建設改良費、既決予定額3億6,997万4,000円、補正予定額16万9,000円の減、計3億6,980万5,000円。

第5条 予算第7条に定めた経費の金額のうち、(1)職員給与費「1億64万8,000円」を「9,775万4,000円」に改める。

令和4年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次に、令和4年度余市町水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。令和4年度余市町水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出、支出、補正額のみ申し上げます。1款水道事業費用、補正額727万5,000円、1項営業費用、補正額727万5,000円、1目原水及び浄水費、補正額673万9,000円につきましては、人件費の整理及び電気料金の高騰に伴う動力費の増額補正でございます。

2目配水及び給水費、補正額368万6,000円の減につきましては、人件費の整理による減額補正でございます。

3目総係費、補正額422万2,000円につきましては、人件費の整理による増額補正でございます。

資本的収入及び支出、支出、補正額のみ申し上げます。1款資本的支出、補正額16万9,000円の減、1項建設改良費、補正額16万9,000円の減、2目配水設備改良費、補正額16万9,000円の減につきましては、人件費の整理による減額補正でございます。

以上、議案第3号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしく審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議

規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 令和4年度余市町水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

---

○議長(中井寿夫君) 日程第12、議案第8号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長(増田豊実君) ただいま上程されました議案第8号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由を申し上げます。

本町職員の給与等に関しましては、国家公務員の給与に準じ措置することを基本としており、令和4年8月8日の人事院勧告に基づきまして国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が国会において可決成立したところであり、本町職員におきましてもこのたびの法律改正に準じまして余市町職員給与条例の一部改正を行おうとするものでございます。

令和4年の人事院勧告に基づきます国家公務員の給与改定の主な内容といたしましては、国家公務員の月例給が民間給与を921円下回っていることから、初任給を大卒者程度で3,000円、高卒者程度で4,000円引き上げ、20代半ばに重点を置き、30代半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定をするものでございます。

次に、期末勤勉手当でございますが、年間支給月数を0.1月分引き上げ、4.40月とし、引上げ分は勤勉手当に割り振りすることとし、今年度につきましては12月期の勤勉手当を引き上げ、令和5年度以降においては6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分すべく改正されたところでございます。

また、会計年度任用職員におきましても職員の給料表を準用していることから、併せて改正を行うほか、今後の任用を見据え、地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネジャーに係る報酬額等の規定を新たに規定したところでございます。

以上が令和4年度人事院勧告に基づきます国家公務員の給与改定の概要でございますが、本町職員に対する給与改定につきましても国に準じ同様の措置を行うべく余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご提案申し上げます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第8号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

(余市町職員給与条例の一部改正)

第1条 余市町職員給与条例(昭和26年余市町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

この改正は勤勉手当の改正で、直近1年間の民間のボーナス支給実績と公務員の年間の支給月数を比較し、一般職の職員の勤勉手当を0.10月分引き上げるもので、令和4年分については12月期に配分するものでございます。

別表1を次のように改める。

別表1の改正は、令和4年4月1日に遡及適用となる給料引上げの給料表でございます。初任給で3,000円から4,000円、30代半ばまでの職員が在職する号俸について改定となるものでございます。これにつきましては、給料表の改定でございますので、朗読を省略させていただきます。

3枚おめくりください。

第2条 余市町職員給与条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

この改正は今回の勤勉手当の改正で、令和5年度以降において6月期及び12月期が均等になるよう配分するための改正でございます。

(余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年余市町条例第1号)の一部を次のように改正する。

この改正は、職員の給与条例の改正に伴い給与条例を準用する条項について改正を行うものでございます。

別表を次のように改める。

別表の改正は給料表の改定でございますので、

朗読を省略させていただきます。

2枚おめくりください。

第4条 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条を第29条とし、第26条を第28条とし、第25条を第27条とし、第24条の次に次の2条を加える。

(地域おこし協力隊の報酬)

第25条 第14条から第23条までの規定にかかわらず、地域おこし協力隊として任用される者の報酬は、月額とし、20万9,000円以上24万7,000円以下とする。

2 前項に規定するもののほか、地域おこし協力隊の報酬の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(地域プロジェクトマネージャーの報酬)

第26条 第14条から第23条までの規定にかかわらず、地域プロジェクトマネージャーとして任用される者の報酬は、月額とし、54万1,000円とする。

2 前項に規定するもののほか、地域プロジェクトマネージャーの報酬の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

こちらにつきましては、今後の任用を見据え、地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーに係る報酬額等について新たに規定したものでございます。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の余市町職員給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第21条の規定は、同年12月1日から適用する。



3 第3条の規定による改正後の余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度給与条例」という。）の規定は、令和4年10月1日から適用する。

（職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替え等）

4 令和4年4月1日（以下「適用日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の余市町職員給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）の給料表に定める職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の適用日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、町長が定める。

（適用日前の異動者の号俸等の調整）

5 適用日の前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

6 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の給与条例及び余市町職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和49年余市町規則第11号）の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与及び報酬の内払）

7 改正後の給与条例及び改正後の会計年度給与条例の規定を適用する場合には、改正前の給与条例及び第3条の規定による改正前の余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び報酬は、改正後の給与条例及び改正後の会計年度給与条例の規定による給与及び報酬の内払とみなす。

（規則への委任）

8 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第3項につきましては、最低賃金の引上げも考慮し、会計年度任用職員に係る規定を令和4年10月1日から適用するものでございます。

以上、議案第8号について提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 気になりますのが新しく追加された第25条、第26条なのですが、特に第26条が気になるのですが、この月額54万1,000円というのは一体何を根拠に設定したものなのか。これ年額で計算しますと649万2,000円になるのです。だから、650万円が何かの基準で上限になっていて、それ超えないようにという設定をしたのかなというふうに推測はするのだけれども、ではその根拠ってどこから来たのだということが1つと、あとこの金額を正当化すると、月額で見た場合うちの役場の部長さんよりも高額報酬もらうことになってしまうのです。うちの職員ってそんなに駄目なのかいと。それとも、民間のハイクラスの人間を集めてこようと思ったら、このぐらい報酬出さないとそもそも呼べないのだという考え方なのか。さらに言えば、今までは戦略マネジャーだとか別の分野、国の交付金だとか使いながらやっていたけれども、どうしてこうやって再任用という形でうたい直したのかなということ。もっと言えば、現状機構改革やっているといますけれども、結局どういうふう

な形の役場組織をつくっていかうかという全体像がいまだに見えてきていないのです。そんな中で条例だけは改正されていってしまうと。しかも必要経費その他については町長が別に定めると書いてしまっているものだから、事実上白紙委任くれと言っている状態になるのです。全貌も分からない中でそれを簡単によしとするのはいかななものかとも思うものだから、質問している次第です。答えてください。

**○企画政策課長（阿部弘亨君）** 14番、大物議員の質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の地域プロジェクトマネジャーの月額54万1,000円の根拠ということでございます。これにつきましては、国の制度がございまして、地域プロジェクトマネジャーの報償費、これは市町村1名を上限として、1名につき年間650万円を上限として特別交付税の措置があるということから、この金額に設定したものでございます。

また、その金額についてですけれども、これは外部人材ということで、職員がこなす仕事というよりもいろいろな地方とか外部ですとか、それを余市と中間で取り持っているいろいろな事業をこなしていく。余市町もいろいろなプロジェクトがございいますから、それを円滑にこなしていくという人材での金額の設定でございます。

**○総務課長（増田豊実君）** 14番、大物議員のご質問に私のほうからご答弁申し上げたいと存じます。

機構改革の部分等々でございますけれども、その件につきましては、先ほど議案の朗読で申し上げましたとおり、今後を見据えてということでございますので、今後機構改革する場合につきましては所管委員会等々に何らかのお知らせというか、お示しをさせていただきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

**○14番（大物 翔君）** ではまず、マネジャーさんの話からなのですが、国の基準で650万円

が上限なのだという話だったけれども、結局会計年度という形で抱えると、別にボーナス発生してしまわないですか。そうすると、650万円超えてしまいませんか。我々でいえば期末手当でしょうけれどもという疑問が1点と、結局市町村1名までですよという規定があって、ではどうして会計年度という形でわざわざたい直したのか。もちろんこれは国がいつまでも制度持っているとは限らないから、常に必要なら持ちたいという考え方に基づいているのだろうなどは推測できるのだけれども、結局そうなってくると、どなたが該当する人なのかはまだ分からないけれども、どうやってその人評価していくのかという問題になってくると思うのです。何せ私の感覚では、多分特別職に次ぐ高給取りの方が出現するわけなのです。となれば、当然いろいろなプロジェクトを円滑にしていくための人材であるということは概念は分かるのだけれども、ではそれをどうやって評価していくのだと。恐らく産業経済の分野中心に誰か探していращやるのだろうなどは思うのだけれども、とどのつまりは、ではその人がいて、頑張ってくれてくれた結果、域内GDPがこれだけ上がりましたという形の評価を最後できなければ評価のしようがなくなってしまうと思うのです、せっかく頑張ってくれたとしても。だから、そうなってくると、実はこれの評価ってすごく難しいのではないのかなと思うのだけれども、どう考えていращやいますかというのが1つと、あと今総務課のほうから今後を見据えてという話ありましたが、結局今後どうしていきたいのかが分からないから、でも条例だけは今後見据えて変えますと言ってきていると。こうしたいから、変えさせてくださいと来るのが普通ではないですか。今後何かやりたいから、今のうちに条例つくっておきますと言われたら、審議、議決する側としては何をしたいのかが分からないというふうにしかなる答えようがなくなってしまうのです。だから、

全体像示してくださいというふうに言ったのだけでも、お答えいただけないでしょうか。

**○企画政策課長（阿部弘亨君）** 14番、大物議員の再度の質問についてご答弁申し上げます。

この国の制度については、基本的には報償費等につきましては期末手当等各種手当を含むという形での上限になっていますので、基本的にはこれを捉えて月額で手当も含んで54万円という月額の報酬の金額を設定したものです。

また、2問目のどうして会計年度かという質問ですけれども、これは国の制度で会計年度という制度になってございますので、それに基づいて会計年度としたものでございます。

また、今後の採用といいますか、そういった部分の質問でもございましたけれども、基本的にはプロジェクトマネジャーというのも、今決まったものではないですけれども、これから来年度に向けて採用に向けていきたいというふうに考えているものでございます。地域おこし協力隊につきましては、今も地域おこし協力隊いますけれども、いろいろな委嘱型ですとか雇用型ですとか、これから幅広い地域おこし協力隊を募集していくという上での新たに設けたものでございますので、ご理解お願いいたします。

**○総務課長（増田豊実君）** 14番、大物議員の再度のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

今阿部課長から申し上げましたとおり、来年度以降そういった地域プロジェクトマネジャーの採用等々もございますので、今回条例の改正の提案をさせていただいたところでございます。それに伴います機構改革等がございましたら、その部分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、所管の委員会等にご報告させていただきたいと存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

**○企画政策課長（阿部弘亨君）** すみません。どのような評価という部分の質問、答弁漏れがございました。申し訳ございません。

この地域プロジェクトマネジャーにつきましては、この評価、いろいろなそういったプロジェクトをこなしていく上での人材ということですので、この人材が取り組んだものですとか、その人が行って上げた成果というものが評価になっていくのかなというふうに思っております。

**○14番（大物 翔君）** そうなってくると難しいのが、ちょっとこれは通常の職員採用とはタイプが違うので、一概に比較はできないのだけれども、結局報酬額は大きいだけれども、結果そうして仕事ぶりがいまいちだったとなる場合もあるし、この世界だってマイナスがあり得るわけですが、場合によっては、もっと言えば、目覚ましい業績を上げた場合、この金額でいいのかという問題も逆に発生してしまうのです。だから今も公務員の世界の業績連動型報酬って多分つくれないのかなと思うのだけれども、国がそう定めたからといえばそれまでなのだけれども、非常に評価が難しいと思うし、それを客観的に見て妥当だねという状態まで例えば持っていこうと思うこと自体がすごく大変だと思うのです、せっかくいい方を呼び寄せて、働いてもらおうとしても。だから、そこは今後より詳細に検討していった上で、行く行くこの人はこういう活躍をしたから、この金額を与えるのにふさわしいのですということを役場が胸張って町民に説明できるぐらいの状態をつくってあげないと、雇った人も大変な思いすると思うのです。町も大変な思いすると思うし、そこは大変かもしれないけれども、評価制度ちゃんとつくっていただきたいというふうに申し上げて、終わります。

**○2番（吉田 豊君）** 今質問されたこの部分で、この54万1,000円というのはこの条例の中にきちんと書き込んだということは、国から交付税とか特交だとかいろいろもらってくるって言い方悪いかもしれないけれども、それをもらうためにはこういうふうに条例できちんと定めておかないと

満度にももらえない。だから、そういう意味を含んでいるのではないか。違うの。何も無いところに国が金ぼんとなんて来ないでしょう。54万円に決めましたと何も余市町が言ったって来ないでしょう。それを完全にもらってくる、交付されてくるということになっても、どこかに規律が必要でしょう。その規律が必要なのが条例とか規則でしょう。ここに定めているのに、そういう意味は含んでいないの。

○**財政課長（高田幸樹君）** 2番、吉田議員のご質問に答弁させていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、特別交付税で措置されることになってございます。当然いろいろな費目がございますが、特別交付税の算定基礎となります数値を北海道及び国のほうに提出する際には、当然そういった証拠書類的なもの必要となってくるというふうに考えてよろしいかと思えます。それを受けまして、今回条例の中でうたわせていただいたという部分につきましては、当然必要な部分であるというふうに考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○**議長（中井寿夫君）** 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議あり

ませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時40分

---

再開 午後1時00分

○**議長（中井寿夫君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○**議長（中井寿夫君）** さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第13、議案第12号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、日程第14、議案第13号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案の以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第13ないし日程第14を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○**総務課長（増田豊実君）** ただいま一括上程になりました議案第12号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第13号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の人事院勧告に基づく給与改定におきまし

ては、令和4年度における一般職の12月期に支給されます勤勉手当の支給率を0.10月分引き上げる改正がなされ、次年度以降の措置といたしまして6月期と12月期の勤勉手当が均等となるよう配分改正されたことに伴いまして、一般職同様に議会議員をはじめ、本町の特別職等におきましても令和4年12月期分の期末手当につきまして0.10月分引き上げ、次年度以降における支給率の配分見直しを行うものでございます。

以下、議案を朗読申し上げます。

初めに、議案第12号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を朗読申し上げます。

議案第12号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年余市町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の212.5」を「100分の217.5」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

（令和4年12月に支給する期末手当に関する経過措置）

2 令和4年12月に支給する期末手当に限り、改正後の余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項中「100分の217.5」とあるのは、「100分の222.5」とする。

続きまして、議案第13号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第13号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。

（余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例の一部改正）

第1条 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例（昭和34年余市町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の212.5」を「100分の217.5」に改める。

（余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

第2条 余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和45年余市町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の212.5」を「100分の217.5」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

（令和4年12月に支給する期末手当に関する経

過措置)

2 令和4年12月に支給する期末手当に限り、第1条の規定による改正後の余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例第2条第5項中「100分の217.5」とあるのは、「100分の222.5」とする。

3 令和4年12月に支給する期末手当に限り、第2条の規定による改正後の余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第2条第5項中「100分の217.5」とあるのは、「100分の222.5」とする。

以上、一括上程されました議案第12号及び議案第13号につきまして提案理由を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしましてそれぞれ新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案2件について、これより質疑を行います。

○6番（庄 巖龍君） 特別職の教育長の給与の件なのですが、勤務時間、私小学校とかの運動会とかに教育長が出ているのをよく見るのですけれども、そういったのというのはこの中に盛り込まれている……ボランティア的な形で教育長が出ているというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○総務課長（増田豊実君） 6番、庄議員のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

教育長の勤務時間等ということではございますけれども、特に時間外手当があるわけでもございませんので、そこは勤務と認識していただいて構わないのかなと存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

○6番（庄 巖龍君） よく分かりました。町長

はじめ教育長、非常に公務以外に給料に見えないお仕事されていらっしゃるということで、よく理解ができました。これからも余市町のためにぜひ力を傾注していただきたいと思いますので、エールを送っております。よろしく申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

まず、議案第12号についてお諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号についてお諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第13号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時11分

---

再開 午後 1時20分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長(中井寿夫君) 日程第15、一般質問を行います。

なお、一般質問は一问一答方式により実施します。発言時間は、質問、答弁を含め45分以内の時間制限となっており、持ち時間5分前にベルを鳴らします。

それでは、順次発言を許します。

発言順位1番、議席番号14番、大物議員の発言を許します。

○14番(大物 翔君) 令和4年第4回定例会に当たり、さきに通告済みの質問2件についてそれぞれ答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

1件目として、町内の除排雪について伺います。冬の除排雪の問題は、雪国に暮らす私たちにとって切実な課題です。本町には、今から37年前、昭和60年施行の余市町冬を快適にすごす条例があります。この条例は、雪の処理、その担い手が誰であるかを中心に定められたものです。条例の制定以来一度も改正されることはなく、今日に至って

おります。したがって、今日の超少子高齢化社会を強く意識したものとはなっておらず、町の責務より町民の責務についての規定のほうが多いという条文構成となっています。このため、子供、高齢者、心身に障害を持つ者などへの配慮を強くうたった定めもありません。この条例の縛りを受ける住民からしても高齢化の進展、住民の区会加入率の低下などもあり、負いたくても責務を負い切れないといった現状にそぐわない事例が増えているのではないのでしょうか。条例が第1条の目的として定める明るく住みよい健康で文化的な冬を快適にすごす街をより進めていくために条例の改正も含めた広範な見直しが求められてきているのではないのでしょうか。そこで、条例も含め実際に町が行っている除排雪業務がこのままでいいのか、よりよい形で改善することはできないかという視点に立ち、以下伺いたいと思います。

1つ、この条例を現存させ続ける意義及び条例の見直しを行う考えがあるのかについて。

2つ、道路除排雪の出勤を判断する基準や根拠について。

3つ、過去5年間の降雪状況を基に出動基準の降雪を5センチ引き下げた場合、1回当たり、1シーズン当たりどの程度の費用増加が想定されるのか。

4つ、固定設置型のごみステーションなど公共性が高い場所でも置き雪による悩みが寄せられているが、従来どおり地域任せでよいのか。

5つ、条例第4条にある自らの雪とはどこまでを指すものなのか。

2件目として、公共施設における生理用品の設置について伺います。昨今のコロナ禍などでいわゆる生理の貧困と総称される出来事が注目されました。これは、単に経済的な理由という側面だけではなく、男女共同参画などを考えていく上でも大切な問題ではないのでしょうか。昨今この問題に取り組む人たちの中には、「トイレに設置された

トイレットペーパーのように生理用品を」を合い言葉にしているとも聞きます。私は、そうした社会認識が当たり前となり、日常的に個々の人々が準備しておくことと併せて、不測の事態が起きても対応できる状態をつくっておきたいと考えています。そのために公園、社会福祉施設、社会教育施設、学校などに生理用品が設置されていくことが大切だと考えます。その第一歩として町、教育委員会が管理する各施設での配付体制を整えるべきと考え、以下伺います。

1つ、町、教育委員会それぞれの公共施設、空間における生理用品配備の考え方について。

2つ、公園、社会福祉施設の設置、配付状況について。

3つ、社会教育施設、学校での設置、配付状況について。

**○町長（齊藤啓輔君）** 14番、大物議員の町内の除排雪についての質問に答弁します。

1点目の余市町冬を快適に過ごす条例の意義並びに見直しに関する質問ですが、昭和60年の施行以来本町も少子高齢化が進んでいますが、その中でも町民の皆様のご理解とご協力がなければ除排雪業務を円滑に進めることができない状況は、条例施行時と何ら変わっておりません。本条例につきましては、町と町民がお互いに手を携えて、秩序ある効率的な雪処理を行うことを目的とした条例でありますので、今後も本条例に沿って除排雪業務を進めていきます。

2点目の道路除排雪の出動に関する質問ですが、除雪につきましては降雪量の観測を行い、車両の通行や歩行の妨げにならない目安として、日降雪量15センチメートルを出動の基準としています。排雪につきましては、降雪や積雪の状況により道路の幅員や路面において除雪作業の条件が著しく低下したり、安全かつ円滑な道路交通の確保が困難になるなど、冬の住民生活の安全確保が困難になると見込まれると判断した場合に実施して

います。

3点目の除雪の出動基準を5センチメートル引き下げた場合の費用増加に関する質問ですが、現在の基準の2倍以上の費用を要するものと想定しています。

4点目の公共性が高い場所への置き雪に関する質問ですが、ごみステーションの周りなど可能な限り置き雪をしないよう努めていますが、重機による除雪作業には限界がありますので、地域の方々のご協力も不可欠であると考えています。

5点目の余市町冬を快適に過ごす条例第4条の自らの雪に関する質問ですが、自らの雪とは自らが管理し、処理すべき雪を示すものであり、降り積もった雪や屋根からの落雪のほか、道路除雪による置き雪に関しても含んでいます。

次に、1点目の町、教育委員会それぞれの公共施設、空間における生理用品配備の考え方についてですが、現在7か所の避難施設に災害備蓄用として配備しているところですが、現時点では常時公共施設等に配備する予定はありません。

2点目の公園、社会福祉施設の設置、配付状況に関する質問ですが、現在公園、社会福祉施設については生理用品の設置及び配付はしていません。

**○教育長（前坂伸也君）** 14番、大物議員の生理用品の設置についてのご質問に答弁申し上げます。

3点目の社会教育施設、学校での設置、配付状況についてでございますが、社会教育施設には設置、配付をしておりませんが、小中学校においては保健室に設置しており、希望する児童生徒へ配付している状況でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

**○14番（大物 翔君）** それでは、除雪の話からやらせていただきたいと思います。

今答弁ありましたとおり、みんなでやらねばこの問題はどうしても解決できないということは私



も重々認識しております。誰かがやればいいとは思っていません。みんなでやらなければこの問題は解決できないのだというわけで、毎日雪投げやっておるわけなのですけれども、いかんせん条例どおりにこれまでどおりやっていくのだとするならば、運用のほうで改善をしていくしかないのかなというふうに思っております。まず、降雪、除雪の基準の話にいきたいのですけれども、正直試算結果聞いてびっくりしました。費用は大分増えるだろうなとは思っていたのですが、まさか倍以上とはと。するかどうかは置いておいてなののですけれども、実際に今現行15でやっておるわけなのですけれども、10に下げてやった場合と今のまま15でやった場合、効果というものはどの程度変わってくるというふうに今考えていらっしゃるのか。お願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

5センチ下がることで現在よりも2倍以上、具体的には今だったら1億7,000万円ぐらいなのが10センチに、5センチ下げたら4億2,000万円ぐらいに上がるわけです。それに見合う効果に関しては、人それぞれ主観的なものがありますので、一概にどのぐらいの効果があるかというのは言えないのですが、いずれにせよ財政的に倍以上になるということに関してどれだけ効果があるのかというのはそれぞれかと思えます。

○14番（大物 翔君） 確かにやればいいのだけれども、お金の問題もさることながら、この金額をさすがにのみ込むのはちょっとと私も率直に思います。そして、何より心配されるのはやっぱり人手と機械の問題だと思うのです。これ後からも別の角度で申し上げようと思っていたのですけれども、いかんせん担い手さんが、業者さんがちょっと減ってきてしまっている関係もあるかとは思っているのです。だから、なかなかこれは簡単にはいかないなとは思っているのです。ただ、一方で道

路について言えばだったのですけれども、ここ10年ぐらい特にそうなのですけれども、自動車は低層車、要は車高が低くなってきている車がある意味増えているのかなと。SUVみたいな大型のものも当然結構走っているのだけれども、昔みたいなセダントタイプの乗用車とかワンボックスではなくて、軽自動車を保有する方とかも結構いらっしゃるようでして、そうなってくるとタイヤがちっちゃいわけですから、車高も下がると。すると、おなかを擦ってしまうのだという話がやっぱり結構出てはきているのです。かといってこの費用のみ込めますかと言われたら、そう簡単なものではないけれども、そういう問題もある面では出てきているのだということだけちょっと認識、頭の隅に留め置いていただけたらなと思えます。

4番目の公共性の高い場所の話と5番目も絡んでくるのですけれども、いかんせん重機だけでやるにはちょっと限界があると、一生懸命やってはいるのだけれどもと。それはそうだと思うのです。何とか出勤、通学の時間までに全部終わらせなければならぬとってみんな一生懸命やるわけだから、全て全てまてにというわけにはきつといかないのだとは思っているのです。そうなったときに地域の人で何とか頑張らなければいけないとなるわけなのですが、ここで1つ提案があります。本当地域、地域で千差万別なのですけれども、自分でスコップ持ってきて、近所の方が一生懸命雪をどけてくれているケースも結構あるのです。中には手が回らなくなって、雪山の上を登って行って、ごみ入れてというふうになってしまっている地域もやっぱりあるのです。そういう地域は、大体高齢化してしまっていると。もしくは、今は何とかなっているのだけれども、自分が動けなくなったらきつと担い手いなくなってしまうのだよねという悩みが多く寄せられているのです。かといって、これを町で全部やるというわけにはいかぬだろうと。すみません、話長くなって。提案なのですけ

れども、区会、もしくはもっと小さい班単位でもいいのですけれども、そういうみんなが使うスペースの除雪を助けてあげるために例えば手押し型の除雪機を買うお金を補助してあげるだとかという考え方を持っていいのではないのかなというふうに私は個人的に思うのです。要するに人力でスコップだけでやると、さすがにもう足腰きついのだよと。ただ、ひょっとしたら機械を入れてやれるのであれば、まだ何とか耐えられるという地域も出てくるのではないかなと。一遍に全体を解決することはできないと思うのです。だから本当にケース・バイ・ケースだし、地域と細かく懇談重ねながらよりよい方法探っていくしかないのだけれども、そういう形で地域が自力で除雪を支えるための設備といたしましうか、手段を何とか提供してあげるということを検討していくのも一つ手なのではないかなと考えるのですが、どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

除雪の話はやはり毎年大きな論点になっているわけでありまして、先ほどの除雪費の関係もそうですし、ここでの論点はまず現在の除雪費の設計の単価がやはり国や道よりも町が低い。それによってなかなかオペレーターを回すのも困難であるというところをまず私も認識していますし、突っ込んで質問していただいたら、よりいい答弁ができたのですが、それに関してはやはり業者の方もオペレーターを抱える上では安い単価でやっていたらなかなか回らないので、そこは改善していかなければ全体の除雪計画が崩れていくということがまずあります。地域は地域でやるということに関しては、もちろん人力でやるというのもやはり限界があるから、その点は小型の除雪機をボランティア団体とかに貸し出すように、町のほうで購入して、それを貸して、いきなり使ってといても危ないから、研修した上で貸し出すというふう

なことはやっています。

○14番（大物 翔君） 貸し出してというお話だったのですけれども、貸出しを行う際にちょっと難儀するのが、機械でございいますから、壊れてしまう場合がどうしてもあるわけなのです。そうすると、機械を直すお金もこちらで持たなければならなくなってしまうものだから、それはそれで多分台数抱えることが難しくなるだろうしというふうに考えたときに地域で自力でやれる体制、何か昔聞いた……今あるかどうかちょっと分からないのですけれども、宝くじの販売の収益金だとか使って、そういう除雪機購入してあげてというようなこともあったやに聞くのです。今やっているかどうか分からないですけれども。結局最近なかなかできていないとは聞くのですけれども、除雪シーズン近くなってくると、地域と懇談会持っていらっしゃると思うのです。あれの頻度をもう少し雪降らぬうちから上げていってあげて、本当地域、地域で要望って違うとは思いますが、最初はいろいろ来ると思うのだけれども、結局お互いにどうしたらいい方向にいくだろうね、お互いにかっつけ合わないで、どうやったらうまくいかねということをお互いにやっていかなければならないと思うのです、この問題。どっちかがやればいいのだとなると、どっちもきっと不幸になってしまうと思うのです。だから、やりたいのだけれども、できないのだという話であれば、ではこうすれば例えば解決できないでしょうかというような形でうまくお互いに案を出し合って、うまくいった地域が出てくればどんどん事例を紹介して行って、それだったらうちもできるかもしれない、ちょっと地元で相談してみるわというような形にうまく流れを持っていくことができれば、いい意味での協働という形を町の中ですべてつくっていいのではないかなと。悩みは永遠に変わらないにしても、ちょっとでもお互いの負担を軽くし合っていく、そういう取組をもっともっと私は進めてい

ただけたらなと思うのですけれども、いかがでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

除雪に関しては、それぞれの町政懇談会でも質問とか受けていますし、それぞれの区会ごとに何かあれば担当が話すようになっているわけです。この悩みはもちろん条例ができた当時から変わっていないわけでありましたが、それは北国に住む民の宿命であって、昔からある程度雪との闘いを覚悟して住んでもらわなければ、やはり冬は過ごせないということです。今後やはり根本的な解決というのはなかなか難しいのですが、将来見据えてこの問題も解決していかなければならないわけです。小手先のテクニカルな部分で解決できるという時代は、もうとっくに過ぎているのです。例えば予算も限られた中でどう回していくかに関しては、町をぎゅっと縮めてコンパクトにすることによって不要な除雪路を、ここは冬の間今年からやりませんというような形で削減していくとか、そのようなことも今後考えていかなければならない問題だというふうに思っています。いずれにせよ、冬との、雪との闘いは雪国に住む我々にとっての宿命でありますので、どれだけ効率的に雪をやっていくかは永遠の課題であるというふうには考えています。

○14番（大物 翔君） 分かりました。除雪の話はここら辺で済ませたいと思います。

次に、2件目の話に移ってまいりたいのですが、防災備蓄品としては町としては持っているけれども、常時使える状態にはしていないのだよというお話でございました。私内閣府さんと厚生労働省さんのページちょっと見に行ってみて、参考にさせていただいていたのですけれども、この問題に関する自治体の取組ということで、内閣府が行った3回目の調査が今年の夏に公表されていたのですけれども、都道府県の割合で見ると

北海道ってこの問題にあんまり取り組んでいないのだなと。前の調査よりは実施したよという率は上がっていたのですけれども、この問題はそれこそ本当に性別もそうだし、世代によって認識すごく違う部分あると思うのです。また、教育というサイドで考えても、私は見てのとおり性別は男です。そういう物事に対する教育ってほとんど受けてきていないのです、実を言うと。そういうことがやっぱり認識のずれというのをきっと生んでいるだろうなと思っているのです。これは、本当に時間をかけてみんなの認識を変えていくという作業になってくるのだらうなと思うわけなのです。そして、いわゆる生理の貧困という問題のほうで無償提供ということで期間を区切って実施されている自治体とか地域もあるのですけれども、結局それは企業からの物資提供だったり、寄附だったりという形で一時的に行われているものですから、なかなか長期的なものになっていっていないなという。だから、そんなに高価なものでもないのだけれども、いざというときに困るというものだと思うのです。だから、本当に必要になったときは即提供されますよという状態を時間かけて整備していったって、人の認識をいい形で変えていくという作業、そのためにまず公共施設から始めてみてはどうだろうかということで、まず町側のほうに伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

この論点は貧困のほうの論点なのか、それともLGBTQの論点なのかという、どっちか、混在しているのだと思いますけれども、余市町ももちろん生理用品、避難所に設置しているということでありまして、必要に応じて全然配ることはやさかではないですし、困ったらどんどん言っていただきたいと思います。現在のところ、うちの保健師と担当課にも聞いたのですけれども、どっちの論点に振るかによってちょっと見方変わっ

てくるのですけれども、貧困のほうに関しては特段そういう話合いも聞こえてきていないというのと、あとLGBTQの啓発の観点からというのは積極的に進めていくというような見方もあるでしょうが、いずれにせよ配らないということではないので、必要に応じて窓口とかに言っていただけたらと思っています。

**○14番（大物 翔君）** ちょっと言い方がごっちゃになっていてすみません。どっちかという貧困対策というよりは私はLGBTのほう、要は啓発のほうの話を主にしているつもりで言いたかったのです。教育委員会のほうにちょっと伺いたいのですけれども、かつて私が5年生ぐらい、小学生ぐらいのときにこういうものの取り扱い方についてということでクラスの女子生徒だけ別室に呼ばれて行って、男子生徒は自習だよと言われて、過ぎたと。そして、説明が終わったら女子生徒が帰ってくるわけです、教室に。そうしたときに当然男子生徒は何が行われているか分からないわけです。仲のいい同級生に何があったのと聞いてみたら、ちょっと言いづらそうに、私も随分失礼なこと聞いてしまったなど今でもそれ思うのですけれども、こういうものなのだよと簡単な説明もらったと。結局それ1回きりなのです、私が学校の中で体験したことというのは。あとは随分大きくなってから人から聞いたりしていく中で、だんだんそういう部分の知識って覚えていったという。ただ、自分自身がそうなるわけではないものですから、知識としてしか分からないのです。そういうことがやっぱり認識のずれというのを生んでしまっているのではないのかなというふうの一つ思うのです。そして、今学校等の設置状況についてはという質問をした際に保健室にはあるよと。言ってくれば渡しますよという話だと解釈するのですけれども、どうして保健の先生に一言言わないともらえない状態なのでしょうか。

**○教育長（前坂伸也君）** 14番、大物議員の再度

のご質問にご答弁いたします。

保健室で設置をして、配付をしているということで答弁をさせていただきましたが、児童生徒が、特に養護教諭なのですが、生理を含めた体の悩みを相談するといった場面も設けたいということでございます。非常にデリケートな問題でもございます。そういった中で生理の貧困が可視化されてきて、そういった児童生徒の家庭の状況も含めてそういったことを十分に把握する、実態を把握するというところで保健室に設置をしているところでございます。

**○14番（大物 翔君）** トイレに設置しておいて、必要だったら持って行ってくださいという状態にはしてあげられないのでしょうか。

**○教育長（前坂伸也君）** 今道立学校で試行的にやっているというのは新聞報道で見えておりますが、まずは高校生と小中学生はやはり対応が違うと思います。そういった部分で丁寧に対応したいと。ただ置くだけではない。やはり衛生上の問題等々もありますので、そういったことで私ども現状として今現在保健室に設置するのが最善の方法だというふうに理解をしております。

**○14番（大物 翔君）** まず、もし私だったらですけれども、人に知られたくないと思うのです。特に初めてそういう事態になったら、きっと本人はとつてもびっくりすると思うのです。かなり焦ると思うのです。保護者だとか周りの人から前もって教えられていれば、このときが来たのかというような認識になれるのかもしれないけれども、いつ頃そういうことになるかというのはやっぱり本当に個人差がある問題ですから、通常のアプローチだとなかなか推しはかれないものがあると思うのです。そうなってくると、いつそうなってもいいようにしておいてあげるといふ、必要ならここから持っていきなさいという、誰にも知られないよというふうには秘匿性のある程度つけてあげたほうが私はいいいのではないのかなと。

その上で分からないことあったらこっそり先生に相談しに行くとか、保護者の方に相談をするというような形の、要は選択肢を用意してあげる形にしたほうがよいのではないかなど。選ぶのはあくまで生徒、児童だよという。より深刻だ、心配だとなるのであれば、当然大人に相談するでしょうし、そうでなければずっと多分対応していくでしょうし、そういうのって大切なのではないかなと思うのですが、どうでしょう。

**○教育長（前坂伸也君）** ただいまいろいろご指摘を受けましたが、私どもとしては繰り返しになります。丁寧な対応が必要だというふうに認識をしております。学校によっては保健指導の際にそういったことを周知している学校もございます。いずれにいたしましても、ご質問にもございましたが、児童生徒の心身の影響を考慮して、日常的に相談できる体制、相談しやすい体制を学校側でつくっていくのは大事だと思いますので、そこら辺意を用いて対応したいと考えております。

**○議長（中井寿夫君）** 大物議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時50分

---

再開 午後 2時00分

**○議長（中井寿夫君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位2番、議席番号8番、土屋議員の発言を許します。

**○8番（土屋美奈子君）** 令和4年第4回定例会におきまして、さきに通告いたしました一般質問1件を質問いたします。教育長におかれましては、答弁のほどよろしくお願いをいたします。

件名、余市町立学校における働き方改革について。連合総合生活開発研究所は、平成28年教職員の働き方、労働時間の実態に関する調査研究報告

書の中で小学校では72.9%、中学校では86.9%が過労死レベルとなる週60時間以上の超勤を行っているとの勤務実態を明らかにしました。この結果は、マスコミでも大きく取り上げられ、学校現場での働き方改革の議論のきっかけとなりました。文科省は同年、公立小中学校教員の勤務実態調査を行い、過労死認定の目安としている月80時間超えの残業に相当する教員が小学校では33.5%、中学校では57.6%に達すると明らかにし、学校が教員の長時間勤務に支えられている状況には限界があるとして、議論が本格化したところです。このような中で、本町も平成30年6月、余市町立学校における働き方改革アクション・プランを策定し、取組を進めてきたところですが、コロナ禍による現場の業務拡大などもあり、大きな改善には至っていないというのが現状ではないでしょうか。現在は第2次余市町立学校における働き方改革アクション・プランの折り返し地点であります。今年文科省が働き方改革事例集を見直しし、改訂版として出したことと教育業務支援員（スクールサポートスタッフ）の大幅増額を求める方針が示されたことを受けて、質問をいたします。

これまでの取組をどう評価しているのかお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大による教育現場での業務への影響、これに伴うアクションプランへの影響について見解をお伺いいたします。

国の動向について見解をお伺いいたします。

本町のアクションプランには国及び北海道の動向を踏まえた新たな取組の追加や見直しが明記されておりますが、社会全体が急速な転換期となる中で、計画の期間中であっても随時対応していただきたいと考えますが、見解をお伺いいたします。

以上、よろしくお願いをいたします。

**○教育長（前坂伸也君）** 8番、土屋議員の働き方改革についてのご質問に答弁申し上げます。

1点目のこれまでの取組の評価についてでござ

いますが、第2次アクションプランの初年度となります令和3年度からの新たな取組としまして、教職員のストレスチェックの実施、ICTの活用促進に伴う業務の効率化に取り組んでいるところであり、アクションプランの主要目標である在校時間の縮減について月45時間以上超過した延べ人数の割合が減少傾向を示すなど一定の成果が得られているものと認識をしております。

2点目の新型コロナウイルス感染症拡大による影響についてでございますが、教育現場においては教室内の換気や消毒作業などの感染症対策や児童生徒の健康観察等新たな業務が増えており、具体的に検証作業は行っておりませんが、アクションプランへの影響は少なからずあるものと考えております。

3点目の国の動向についてでございますが、小学校高学年における教科担任制の推進や支援スタッフの配置支援の拡充、学校向け調査の精選などの取組により学校における働き方改革をこれまで以上に推進していくものと認識をしております。

4点目の計画期間中の新たな取組の追加や見直しについてでございますが、今後も国や北海道の動向、学校における取組状況などを見極めながら弾力的に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

**○8番（土屋美奈子君）** これまでの取組をどう評価しているかというところから再質問させていただきたいというふうに思います。

答弁いただきましたが、一定程度進んできているのではないかなというふうに思います。アクションプランを始めた当初、多分本町の全体像、この把握もなかなかできていなかったのかなというふうに思っています。どれほどの教職員が、学校の先生が超過勤務というか、労働時間が長くなっているのかという把握をするところから始まったのかなというふうに思っています。それで、昨年からですか、これ教育委員会のホームページ

に超過勤務の状況を公開するようになったのはその前からですか。今公開をしておられると思うのです。今答弁いただきましたように、月45時間以上の超過勤務時間、これが大分減ったということでした。ここから聞いていきたいなと思うのですけれども、しかしながらまだ多いのかなという印象を受けます。45時間以上80時間未満の超過勤務の職員、先生方というのは多い月で20人くらいかな。上半期であると28人かな、多い月で。80時間から100時間を超える超過勤務で見させていただくと、多い月で3人くらい。中には、100時間を超える超勤の先生がいらっしゃる。超勤100時間というのはとても多いのではないかというか、過労死ラインを完全に超えているということなのですけれども、ここをまず何とかしていかなければいけないのではないかというふうに思っているのですけれども、見解を伺います。

**○教育長（前坂伸也君）** 8番、土屋議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問いただきました超過時間、若干減少傾向はございます。とはいえ、まだまだ満足できる結果とはなっておりません。はっきり言って、まだ道半ばでございます。今後積極的にアクションプランに掲載されております取組をしっかりと取り組んで、働き方改革、推進してまいりたいと考えております。

**○8番（土屋美奈子君）** 答弁いただきましたけれども、道半ばであるという答弁でございましたけれども、取りあえずまず喫緊の課題として、100時間を超える先生というのはこれはなくさなければいけないというふうに私は思うのです。超勤時間が、時間外労働の時間が45時間を超えてくるといろいろな健康被害が出てくると。これは、厚労省のほうで言われている。60時間を超えてくると心の病気もそうですけれども、心臓疾患だとか脳疾患になるリスクというのが2倍から3倍になるというふうな、これは各種研究から明らかに

なっている。そして80時間を超えるとこれはもう  
労災認定のレベル。今過労死ラインと言われると  
ころに入ってくるわけですがけれども、これが今  
100時間を超えている先生が1名いるとすれば、い  
ない月に関しても思うのだけれども、2人とか1  
人とかのところに、これきっと同じ先生に負担が  
かかっているのではないのかなというふうに思う  
のです。それでまず、働き方改革なのだけれども、  
大枠はやっぱり超勤というか、とても大きく負担  
がかかっている現場を改善していかなければいけ  
ないというところなのだけれども、強く負担のか  
かっている方たちを何とか改善をするということ  
を目標に持っていたきたいなというふうに思う  
のですけれども、どうでしょうか。

○教育長（前坂伸也君） 8番、土屋議員の再度  
のご質問にご答弁を申し上げます。

ご質問にありましたとおり、100時間を超える教  
職員はございます。はっきり申し上げまして、超  
過勤務が多い先生は教頭先生、管理職が多ござ  
います。非常に教頭先生は激務でございます。そ  
ういった中で道教委のほうもこれは問題視してお  
りまして、教頭先生の事務負担を軽減すべく、今  
事務職員との事務の分担ができないのかというこ  
とで各学校いろいろ検討しております。事務職員  
が余裕あるとは言いませんが、分担することによ  
って激務になっております教頭先生の負担を軽減  
しようという取組でございまして、今そういった  
形で勤務時間が多い教職員、これははっきりして  
おりますので、これは個別に対応しなければなら  
ないと考えております。

○8番（土屋美奈子君） よろしくお願ひしたい  
というふうに思います。これまでボーダーライン  
とされる過労死ラインと言われる月80時間を超  
える残業時間、ここがちょっと法改正になって、  
条件が緩和されたと。今年ですか、令和4年の6  
月くらいには80時間超えなくても状況を見て過  
労死と認定されたという事例が、今年初、1件目

ろうと思うのですけれども、あったのです。だ  
から、過労死ラインというのが80ではなくなっ  
ているというか、全体像を見て健康被害が出ると  
捉えられたら、やっぱりそれは過労死認定につな  
がっていくということになるので、本町の教育行  
政全体、業務全体、運営が教職員の無理によつ  
て成り立っているというか、無理をさせないと事  
が成り立たない、そこの上に土台があるとすれば、  
そして善意だとか使命感だとか献身性、そうい  
ったものに頼らないと運営できないということに  
なれば、これは非常によくはないというふうに私  
は思うのです。こういう状況をつくっていったら、先生  
方のゆとりがないということは、ひいてはやは  
り子供たちに跳ね返ってくるし、やる気のある  
先生のいろいろなものをそいでしまうというか、  
やる気だとかマインドだとか、そういったものを  
崩してしまうことにもなる。とはいえ、教育長  
だけの問題ではないというふうに思っている。地  
方自治体では限界があるとは私は思っているの  
ですけれども、しかしながらできることはいろ  
いろと考えていただきたいなど。喫緊の部分  
だけは、今言ったように、早期にやっていただ  
きたい。教育長も同じ見解を持っていらっし  
やったので、そこところはよろしくお願ひを  
したいなというふうに思います。

そして、次行かせていただきます。新型コロナ  
ウイルスの業務への影響ということで、これも  
とても現場のお仕事、影響があったのではない  
かなというふうに思っています。教室の消毒だ  
とか換気だとか授業の途中でなのか、休み時  
間なのか分かりませんが、あと机とか周りの  
消毒作業とかも大変だったのではないかな、  
増えているのではないかなということは察し  
ておりました。その中でアクションプランを  
進めていくというのは、このアクションプラン  
というのは1個やれば業務が改善されるとい  
うものではなくて、細々、細々した業務の積  
み重ねみたいな計画になってい

るものだから、10分、15分が1日増えるということとはこれがちょっと痛いところがあって、そういう作業が増えたのではないかなというふうに察していたのです。これ今後プラン、見直しはしていないということでしたけれども、影響はあるということで弾力的にということなのですけれども、北海道のアクションプラン、これが随分変わったのです。第1期目、最初の本町のアクションプランをつくるときに私はいろいろ要望したのです。ワーク・ライフ・バランスという言葉が入っているけれども、計画にはワークはあるけれども、ライフがないよ、だからそこにもっと重点入れてくれとか、いろいろな先進事例なんか言ったのだけれども、あんまり取り入れてもらえなくて、それは北海道の計画があるから、それとやっぱり連携をしていかなければいけないというようなことだったと思うのです。それは納得するのです。そうだろうというふうに思って、それは理解をするところなのですけれども、そうしたらこの二、三年、このコロナ禍の何年間の間にアクションプランの本体自体が、本町は北海道と連携していたはずなのだけれども、国の方針も大分変わったし、北海道も変わったし、本町の令和3年の2月の改定の後に道は令和3年の3月に改定をしたのです。本町のやった後です、今の第2次アクションプランの後に。そうしたら、方向性が一緒の向きを向いていないように私は見えるのです。全てが変わったわけではない。だけれども、道のアクションプランを見ると、コロナ禍の社会情勢の変化、そしてそれを乗り切る子供たちを育てるのだというふうに大きくかじを切ったように見えるのです。前文から違う。北海道の初めにというところを見ると、人工知能だとかビッグデータだとか、それでIoTだとかロボティクスだとかSociety5.0時代が来ますよと。その時代の変化を乗り切る、そういった子供たちをつくっていく。そのための手法として教育現場の働き方改革、事務の改革はその

ものだというか、学校運営そのものというふうにがらっと変わったのです。本町、見直しは来年度、来年度までプランの期間が3年あるから、そうだけれども、そうしたら今向かっているところというのは、一步遅れることになってしまうのです。見直しをして、だから今いろいろな技術革新なんかが進んで、これから答弁いただいたようにICTの活用なんかもしていくときにもその中身を早くやるかやらないかで子供たちに与える影響というのもとても大きなものがあるというふうに思っています。ここどうしていかれるのか、見直しは今しなくても大丈夫なのか、そこら辺再度お聞きしたいというふうに思います。

○教育長（前坂伸也君） 8番、土屋議員の再度のご質問にご答弁を申し上げます。

コロナ禍のアクションプランの位置づけのご質問だと思います。いろいろご指摘を受けました。第1次のアクションプランの検証時において、新型コロナウイルスの感染症拡大によって業務量の負担増加が懸念されるといった検証はしております。ただ、正直申し上げまして、ご指摘もございましたが、第2次のアクションプランにおいてはコロナの影響等については明示しておりません。そういった中で、国や道の動きもございまして、私のほうも承知はしているところでございまして、まずは検証作業をしっかりと、そういった状況見極めながらアクションプランの見直しについては弾力的に対応してまいりたいと考えております。さらに、ICTのお話もございました。このコロナの影響で1人1台端末が国の当初の目標より、想定より前倒しになりました。非常にコロナはピンチではありますが、一挙に整備されたということは非常にチャンスでもありますので、今いろいろご指摘も受けましたが、そういった部分でICTを十分に活用して子供たちの学力向上、ひいてはこれは教職員の負担軽減にもつながりますので、しっかりと対応してまいりたいと考えており



ます。

**○8番（土屋美奈子君）** 分かりました。来年まで計画ありますけれども、本当に弾力的にという言葉どおり、時代に合った対応をしていただきたいというふうに思います。

ICTの話がありました。1人1台端末になったということで、ここをどう活用するかということがやっぱり私はキーになってくるというか、肝になってくるかなというふうに思っています。本町の今の現状の計画でいくと、ICTの活用はとても少ない、文言としては。学校に整備している校務用パソコン、これを使うとなっている。活字で起こしているから。これ職員室にあるパソコンですね、きっと。職員室に各学校に1台あるパソコンを、校務用パソコンを活用、そうではないのか。先生の持っている端末でもよいという捉えでいいのでしょうか。情報の共有化や業務の効率化を図るとなっています。これの活用の仕方が、例えば校務支援システムなんてどこまでいったのか分からない、何をチョイスしているのか分からないけれども、それを先生たちの端末で使えるものなのか。例えば何をどういうふうにICTの活用をしていくのか、ツールという問題もある。とても多くの民間会社がいろいろな学校の業務の改善のためのものを今出している。どこの何を使うかということもある。使いやすさもある。例えば、私子供いないけれども、うちの子供がコロナに感染しましたと。そうしたら、学校に連絡しなければいけないけれども、このコロナの期間の何年間というのは職員室に電話がかかってきていたのではないのかなというふうに思うのです。それを例えば全国の最先端のところまでいってしまえば、全部グーグルドライブなんかを使いながら保護者との連絡事項を全部そこでやり取り、電話で受けないのだ。そうしたら、先生が長いこと電話対応に追われなくて、何十分も短縮になります。そんなようなサービスをつくっている会社がたくさんあ

って、グーグルもあるし、マイクロソフトもあるし、NTTもあるしという中で、そういったものの整備をしていくのと、そしてそこに一番大事なのは子供たちの情報が外に漏れてほしくないというのは当初から言っているのだけれども、セキュリティの問題と、そのルール、全てを学校任せではなくて、最低限そこら辺のルールづくりというものは教育委員会が手をつけていかなければいけないのではないかと私は思うのです。だから、そこら辺についての見解をお願いしたいというふうに思います。

**○教育長（前坂伸也君）** 8番、土屋議員の再度のご質問にご答弁を申し上げます。

ICTのご質問でございます。校務支援システムというお話もありましたが、これは従来から私も設置をしております、これを有効に使うことによって教職員の事務の効率化が図られるということで、まだまだ100%使っておりませんので、これは継続して使うように学校側のほうに指導をしているところでございます。そういった中で、1人1台端末というのが整備をされまして、私も今試行ではありますが、学習アプリというものをに入れております。そういった中で、当然児童生徒の学力の向上につながる、これはもう今活用していて、手応えを感じております。そういった中で教員の働き方改革の面でいいますと、授業準備だとか校務の効率化、このソフトでまたそういった部分も担保できるようになっております。あとは、保護者対応、そういった部分も対応できるものと聞いておりますので、今ご指摘がございましたが、そういった学習アプリ、ICTを積極的に活用するということはお約束をしたいと考えております。

**○議長（中井寿夫君）** 土屋議員の発言が終わりました。

---

**○議長（中井寿夫君）** お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたい  
と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決ま  
しました。

なお、明14日は会議規則第8条の規定に基づき、  
午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 2時28分

上記会議録は、細川書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長            3番    中    井    寿    夫

余市町議会議員           13番   安    久    莊一 郎

余市町議会議員           14番   大    物            翔

余市町議会議員           15番   中    谷    栄    利